

広島県告示第千百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十九年十二月十三日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤田雄山

一 道路の種類
県道
二 路線名
柞磨駅家線
三 道路の区域

| | | 区間 | の新旧別 |
|--------|-------|--|----------|
| 新 | 旧 | 敷地の幅員（メートル） | 延長（メートル） |
| 一一三・〇〇 | 七五・四〇 | 福山市芦田町大字柞磨五六六番一地先から 福山市芦田町大字柞磨五七一番一地先まで | |
| 二九・〇〇 | 二九・〇〇 | | |
| 拡幅 | | | 備考 |